

【担当課記載:申請団体の規約・会則等の提出 ☐あり ☐なし】

共催（後援）事業実施上の留意事項

倉敷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は市民の教育、芸術、文化及びスポーツの振興に寄与する事業と認められるものを共催（後援）しています。

この後援等は、名義後援のみであり、行事に権益を与えるものではありません。

1 基本的留意事項

- （1）教育の政治的又は宗教的中立性を侵すおそれのある運営をしないこと。
- （2）営利事業又は営利的意図があると疑われるものにしないこと。
- （3）公序良俗に反するもの又はそのおそれのある事業内容にしないこと。
- （4）暴力団と関係があるもの又はそのおそれがあるものにしないこと。
- （5）著作権を侵害するもの又はそのおそれがあるものにしないこと。
- （6）広く一般市民が、平等に参加できるものとする。
- （7）公衆衛生、災害危険防止等の安全対策を十分に講ずること。
- （8）教育委員会の名誉をき損し、又は信用を失墜するおそれがないこと。
- （9）教育委員会は、開催中に発生した事故等については、一切責任は負いません。
- （10）教育委員会は、開催に伴う費用負担及び人的援助は、一切行いません。
- （11）教育委員会は、ちらし等の発送は行いません。児童生徒への広報が必要な場合は、インターネットへの掲載など学校を経由しない方法を検討してください。

2 後援等の取り消し等

- （1）事業等の実施前に、上記基本的留意事項に照らして問題が生じた場合は、この後援等を取り消すことがあります。
- （2）事業等の実施後に、上記基本的留意事項に照らして問題が生じた場合は、この後援等を撤回し、又は以降の後援等を行わない場合があります。

3 共催・後援実施報告書の提出について

- （1）後援等を受けた事業の終了後 1 か月以内に、共催・後援実施報告書（別紙様式）・活動写真・収支決算書（入場料等が有料の場合）・その他参考となる書類（パンフレット、ちらし等）を提出してください。提出がない場合、次回の後援等を行わない場合があります。
- （2）チャリティー行事等の場合には、実施報告書に、寄付金額を明記するとともに領収書の写しを添付した収支決算書を提出してください。